

生原稿「流出」等についての要望

ある現存作家の生原稿（肉筆原稿をさす。以下「生原稿」という）が、妄りに流出している問題について当協会は、当該作家のみならず多くの著作者にとってまことに不本意な事態であると考え、遺憾の意を表します。

今日、著作者、あるいは著作者の遺族は、出版社・新聞社等（以下「出版社等」という）に生原稿を手渡す場合においても、その旨明確に意思表示をしない限り、出版社等に生原稿を譲渡、あるいは所有権放棄はしておらず、出版社等で用済みとなり次第、速やかに返還されるべきものと考えています。このことは、すべての出版社等にとっても周知の事柄となっているものと協会は信じています。それにも拘わらず、最近、冒頭に記したような問題が生じているため、当協会としては、出版社等に対し、生原稿について、企業の責任として保管し、掲載・刊行済みとなった場合には、速やかに著作者本人又は遺族へ返還することを要望します。また、そのためにも出版社等では、各社の担当部署の全社員に対し、生原稿の所有権が著作者本人又は遺族にあり、十分な注意をもって保管し、返却すべきものであることを周知徹底されることを望むものです。

同時に当協会は、著作者・遺族にも、生原稿の所有権について正しく認識し、出版社等で用済みとなった生原稿返還の要求を、出版社等に対して明確に意思表示することが望ましいと考えています。

また関連して書簡類の問題についても指摘し、要望します。著作者から知人等に送られた書簡類については、その所有権は受取人にありますが、書簡類の内容である著作物の複製権・出版権等の著作権、公表する権利等の著作者人格権、私生活を妄りに公表されないこと等のプライバシーに関する権利は、あくまで著作者本人に残ります。従って、特段の事情がない限り、著作者・遺族の意思に反して書簡類の公表・刊行をされると、著作者・遺族の有するこれらの権利のいずれかを侵害することとなります。ところが、このことを出版社等の担当者が十分に認識していなかったことに起因すると思われる紛争が生じます。このような書簡類の公表・刊行については、事前に著作者・遺族の許諾を得るべきであることを出版社等において周知徹底していただくよう強く要望するものです。

平成十八年七月三日

社団法人 日本文藝家協会

理事長 坂上 弘